

○日本薬局方外医薬品規格第二部及び第三部の一部改正について

(平成一二年七月二五日)

(医薬発第七三七号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

日本薬局方外医薬品規格第三部については、平成一一年三月二三日医薬発第三四三号厚生省医薬安全局長通知により定めたところであるが、今般、その一部を改正し、追加収載を行う溶出試験を(別添)としてとりまとめた。また、これに伴い日本薬局方外医薬品規格第二部各条中の「クエン酸タモキシフェン錠」に係る溶出試験を削除することとするので、貴管下関係業者に対し周知方ご配慮願いたい。

(別添)略